

焼津南 FC 後援会会則

第 1 条(名称及び事務所)

本会は、「焼津南 FC」と称し、事務所を後援会会長宅に置く。

第 2 条(組織)

本会は、日本体育協会日本スポーツ少年団本部に登録され、地域においては教育委員会（社会体育・社会教育）が窓口となり、(財)日本サッカー協会の統轄をうける。

第 3 条(目的)

本会は、焼津南小学区を中心としたサッカースポーツの振興と、心身共に健康な少年を育成することを目的とする。

第 4 条(事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 心身の発達と体力の増進。
- (2) 経済的援助。
- (3) 指導者の確保と養成。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項。

第 5 条(総会)

本会は、年一回の定期総会と必要と認めた時に臨時総会を会長が招集する。

- (1) 総会は全会員の過半数以上の出席(委任状を含む)を以って成立する。
- (2) 議事は出席者の過半数の議決で決定し可否同数の場合は会長に委ねる。
- (3) 会則の変更は出席者の三分の二以上の同意を以って成立する。

第 6 条(役員)

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 若干名
- (4) 書 記 若干名
- (5) 顧 問 焼津南小学校校長および歴代会長
- (6) 相談役 若干名
- (7) 参 与 若干名

7 条(役員の任務)

役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は会を代表し総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- (3) 会計は本会の会計事務を行う。

- (4) 書記は本会の活動計画等の事務を行う。
- (5) 顧問・相談役・参与は会の諸問題についての相談、助言をする。

第 8 条(役員を選出及び任期)

役員を選出及び任期は次の通りとする。

- (1) 役員を選出は次年度の後援会で推薦し、総会で決定する。
- (2) 任期は一年とし、再任を妨げない。

第 9 条(定例会)

定例会は会長が役員と指導者を招集し、議決を要する事項は次の通りとする。

- (1) 予算及び決算の審議と決定。
- (2) 事業計画の採択。
- (3) 会則の改正。
- (4) 後援会費の決定。
- (5) その他重要なことで議決を要する事項。

第 10 条(会計)

本会の経費は、後援会費・補助金・寄付金・その他の収入を得て運営する。

- ・後援会費：入団金 1,000 円、登録料 5,000 円、年会費 30,000 円を納入する。
- ・納入方法：前期分(4月～9月)15,000 円を 4 月に、後期分(10月～3月)15,000 円を 10 月に納入する。

第 11 条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日を経て終了する。

会則履歴

本会則は昭和 47 年 6 月 12 日より施行する。

- ・昭和 60 年 4 月 6 日付け会則一部改正。
- ・昭和 62 年 4 月 8 日付け会則一部改正。
- ・昭和 63 年 4 月 15 日付け会則一部改正。
- ・平成元年 4 月 1 日付け会則一部改正。
- ・平成 3 年 4 月 1 日付け会則一部改正。
- ・平成 5 年 4 月 1 日付け会則一部改正。
- ・平成 8 年 4 月 1 日付け会則一部改正。
- ・平成 9 年 4 月 1 日付け会則一部改正。
- ・平成 11 年 4 月 1 日付け会則一部改正(後援会費の改正)。
- ・平成 14 年 4 月 1 日付け会則明示方法修正と改正。